# 岡山大学に在籍する留学生が遭遇した好ましくない人物・団体 - 留学生相談室が関与したケース-

岡 益巳

## 1. 問題点の所在

横田・白土(2004:51-54)は、在日留学生の抱える問題およびニーズを「留学生問題」と呼び、6 つの領域があると指摘し、4 つ目の生活環境への適応に関する領域では、「留学生は気候風土、食生活、言語、新しい教育制度への適応、学資、住居、家族、対人関係の問題から事故、病気、犯罪、孤独まで幅広い問題に直面する(p.53)」と述べている。本稿では、岡山大学に在籍する留学生が遭遇した第4番目の領域の問題のうち、好ましくない個人・団体が絡んだケースに絞り込み、2000年1月から2015年12月までの16年間に発生した出来事を整理し、時系列で示したうえで、留学生相談室の対応を明らかにする。

好ましくない個人・団体が留学生に接近する目的をおおまかに分類すると次の通りである。①異性との接触、②宗教への勧誘、③振り込め詐欺及びその他の金銭詐取である。①はアルバイト・就職の斡旋などを口実に女子留学生に接近するケースと単に付きまとうケースとがある。②は母体である宗教団体の存在を隠して無料の食事提供や交流会・コンサート・スピーチコンテストなどの各種イベントへの参加勧誘或いはアンケート調査依頼などを装って近づくことが多いが、キャンパス内で直接的に宗教への勧誘を行うケースも見受けられる。③の振り込め詐欺は言語的な障壁があるため、電話ではなくメールによるケースが顕著である。振り込め詐欺以外の金銭詐取には、アルバイト賃金不払い、アパート退去時の敷金不返還、不当な治療費請求などである。③の主要な事例に関しては、すでにJAISE 留学生相談指導事例集編集委員会(2013)、岡(2012, 2014)で紹介済みであるため、本稿では割愛する。

①については、前出の文献の中で被害を受けた特定の留学生の視点から紹介したケースはあるが、好ましくない特定の人物の言動を時系列的に整理し記述するのは本稿が初めてである。本稿では、第 2 章第 1 節で A さん、第 2 節で C さんに関わる一連の問題行動を紹介する。第 3 節では個人を特定できた 5 人と特定できなかった 7 人 $^{(1)}$ 、合計 12 人の好ましくない人物の問題行動について、発生順に記述する。②の宗教団体が関与したケースに関しては、岡(2012)において、被害に遭った留学生の事例を二つ紹介したが、時系列的な視点から宗教絡みの問題を取り上げるのは今回が初めての試みである。岡山大学に在籍する留学生に接触を図る宗教団体は V、W(最近、X

に改称)、Y の 3 団体及びそれらの下部団体である。特に、V と W に対する留学生の苦情が絶えない。

ここで「好ましくない人物・団体」の定義をしておくと、あくまでも「本学に在籍する留学生から迷惑を被ったという苦情が寄せられた、或いは警察等から要注意情報の提供のあった人物・団体」であり、当該人物・団体の活動趣旨に基づいて「好ましくない」という判断を下しているわけではない。

この小論が岡山大学に在籍する留学生を取り巻く「負」の環境、すなわち、好ましくない個人・団体が存在する事実に目を向けるきっかけになり、問題発生時の対応に多少なりとも資することができれば幸いである。

## 2. 異性の留学生に接触を図る行為

# 2.1 アルバイト・就職の斡旋を口実に接近する A さんのケース

#01:2000 年 1 月 宿舎担当職員から筆者に相談あり。A さん(男性、30 歳代半ば)がアルバイトの斡旋を口実にして留学生宿舎に住む女子留学生の居室を夜間に訪れるため、当該留学生から苦情が出た。なお、A さんは 1990 年代後半に学長主催の留学生懇親会会場に無断で入り込んで女子留学生の写真を撮り、あとで写真を送るので住所と名前を教えてほしいと要求し、顰蹙を買っていた人物であり、D さん(男性、50 歳代)と共に、留学生宿舎に出入りする不審人物の一人として留学生課職員からマークされていた。 $\rightarrow$ ①宿舎入り口など 3 か所に「部外者の立ち入りはロビーまで」の貼り紙をし、②担当職員が電話で A さんにその旨を伝えた。【1】 (2)

#02:2000 年 9 月 学外者から A さんが宗教団体 V の下部組織 Va 主催行事のポスターを留学生宿舎の掲示板に貼っているところを目撃したとの情報が寄せられた。→ 筆者が出向いてポスターを回収した。【2】

#03:2003年1月 短期留学プログラム担当教員から問い合せがあった。一般教育棟 C棟 1 階の交流室(当時)へ A さんがやって来て、留学生の就職相談に乗っていると言うが、変な人物だった。→当該教員に過去の経緯を説明し、注意を促した。【1】

#04:2006 年 10 月 夜 9 時頃、筆者がボランティア学生とともに留学生宿舎で新入留学生受入支援を行っていたところ、A さんの姿を見かけた。女子学生に会いに来たとのこと。→昼間管理人を通して面会すること。【1】

#05:2006 年 12 月 留学生課職員から報告あり。A さんが窓口へ来て留学生にアルバイトを斡旋したいと申し出たが、異様な感じの人物だった。また、留学生宿舎で女子留学生に接近したが、当該留学生は岡山市内の日本語学校出身であり、かねて日本語学校の先生からA さんは要注意人物と聞いていたので無視した。 $\rightarrow$ 筆者が当該日本語学校に問い合わせると、A さんが学院長の友人と偽って女子学生に近づいたり、夜中に女子寮へ入り込んだりしたため、学生に注意を促しているとのことであった。

# [2]

#06:2007年1月 留学生課職員から報告あり。A さんが窓口に現れ、留学生を外国語の講師に斡旋する目的で某会話学校のチラシを配ろうとした。【2】

#07:2007年9月 A さんが B さんを伴い国際課 (旧留学生課) 窓口に現れた  $^{(3)}$ 。 B さんの経営する会社で携帯電話の契約をするように留学生を勧誘したいとのこと。  $\rightarrow$  偶然居合わせた筆者が対応した。B さんの名刺の裏面には、「幸運を呼ぶ黄金の金箔水」販売と書かれており、宗教団体 V による霊感商法が疑われた。営利活動には協力できないと断った。【3】

#08:2008年10月 A さんが〇〇県××市の国際関連行事に参加し、××警察署から〇〇警察署宛に人物照会があった。A さんはどのような人物か、との〇〇署員から筆者への問い合せであった。 $\rightarrow$ これまでのA さんと留学生との関わりについて回答した。【1】

#09:2008 年 11 月 国際課職員から問い合わせあり。留学生が会話学校で母語を教えるアルバイトがあると言うが、良い学校か。 $\rightarrow$ 2007 年 1 月に A さんがチラシを配ろうとした学校なので勧められない。【1】

#10:2010年6月 留学生支援ボランティア・WAWA のスタッフから報告あり。 WAWA の交流行事に A さんがやって来て、女子留学生にアルバイトを紹介すると言ってつきまとっていた。 A さんから迷惑を被ったことのある別の留学生が偶然居合わせていて、当該留学生に注意を喚起した。また、報告に来た WAWA の女子学生もつきまとわれた。 $\rightarrow$ 電話番号、メールアドレス、住所などの個人情報を安易に A さんに教えないようにと WAWA スタッフ全員宛にメールで注意を促した。【7】

#11:2011 年 8 月 WAWA のリーダーから報告あり。WAWA の交流行事に A さんがやって来て、女子留学生や後片付けで忙しくしている WAWA の女子学生にしつこく話しかけてきて迷惑した。 $\rightarrow A$  さんに個人情報を教えないように、と再度アドバイスした。【2】

#12:2014年1月 国際課職員によると、市内の $\bigcirc\bigcirc$ 大学から A さんを学内立ち入り禁止にしたとの連絡があった。【2】

#13:2014 年 2 月 学外者から問い合せあり。「岡大留学生会館で日本語を教えるボランティア活動を行っている」とホームページに掲載している○○という団体は何か?→筆者がホームページをチェックすると、同団体の連絡先が A さんの携帯電話番号であることが分かった。○○という団体が留学生宿舎でボランティア活動を行っている事実はない、と回答した。【3】

#14:2014年3月 学外者からAさん及びCさんに関する情報の提供があった。【1】 #15:2014年5月 学外者から情報あり。Aさんが $\times\times$ 大学に現れ、女子学生にアルバイトをしないかと近づき、同大学から警戒されている。【1】

#16:2014年6月 国際課職員からAさんが窓口へ来たとの報告あり。女子留学生に就職を斡旋したがドタキャンされた、別の女子留学生のアルバイト紹介に保証人が必要だ、などと言っていたが、取り合わなかった。就職を斡旋された女子留学生は、Aさんに一緒に県外の〇〇市へ行こうと何度も誘われ、恐くなって連絡を絶ったことが判明した。【1】

## 2.2 付きまとって結婚を迫る C さんのケース

#17:2009年9月 留学生宿舎に住む女子留学生から相談あり。メールボックスに「結婚を前提に付き合って欲しい」などと書かれた C さん(40 歳代半ば)からの長文の手紙が4回に渡って入っていた。この女子留学生はC さんとは面識がない。 $\rightarrow$ 筆者のアドバイスを受け、女性事務職員が付き添って $\bigcirc$ ○警察署に相談し、C さん宛てに「交際拒否通知」を郵送した。念のため、メールボックスに「帰国しました」と貼り紙をし、当該学生を別のフロアへ移した。本件はこれで沈静化した。【4】

#18:2014年2月 学外者から情報提供あり。C さんが○○交流センターへ出入りし、「結婚しよう」と言って中国人女性に近づくため、同センターがマークしている。【1】

#19:2014年3月 #14参照。

#20:2014年6月 国際課職員から報告あり。C さんが留学生宿舎で女子留学生に 声をかけていた。また、同じ敷地内にある日本人女子寮の寮生から「不審者がうろついている」とのメールがあった。→学生支援センターと情報を共有した。【4】

#21:同年同月 2週間後、留学生宿舎で女子留学生に声をかけていた C さんが守衛に注意されたことに腹を立て、国際課事務室へやって来て興奮して大声でわめいた。  $\rightarrow$  危険を感じた筆者は、職員に 110 番通報するように指示した。警察官 6 名が駆けつけ、二度と大学近辺に立ち寄ったり学生に声をかけたりしないように、と時間をかけて C さんを説得した。 [4]

#### 2.3 その他の 12 人の付きまといケース

#22:2000年1月 #01参照。

#23:2000年6月 女子留学生から次のような訴えがあった。D さんが夜アパートを訪れたり、無断で個人情報をホームページに掲載したりするので、止めさせてほしい。 $\rightarrow$ 筆者がD さんと面談し、D さんの行為は、①付きまとい、②プライバシーの侵害であり、中止しなければ警察へ被害届を提出する、と警告して本件は終息した。【7】

#24:2008 年 7 月 国際課職員から相談あり。女子留学生のアパートに E さんが押しかけてきて、○○の研究のために話を聞きたい、と強引に玄関ドアを開けようとするので恐い、と当該留学生が窓口で泣き出した。→当該留学生を宿舎に移した。また、

職員が E さんの勤務先の上司に連絡をとり、上司から厳重注意をしてもらい、本件は 落着した。【4】

#25:2010年8月:女子留学生から相談あり。アパート1階の自室のベランダに不審な男が入り込んできた。別の日に、その男のものと思われる車が近くの路上に駐車していた。警察に通報したが、逮捕はできないと言われた。恐くて友人のアパートに泊めてもらっている。→○○警察署に被害届が出ていることを確認し、即日留学生宿舎へ入居させた。【9】

#26:2010 年 11 月 短期留学プログラム担当教員から報告あり。数日前路上で偶然出会った F さん (男性、 $40\sim50$  歳代)が留学生宿舎の女子留学生の部屋を訪れ、夜 (自宅で)パーティーをするので来ないか、と誘った。女子留学生から相談を受けた当該教員は、F さんの名刺の肩書きを見て不審に思い、参加しないようにアドバイスをした。【2】

#27:2012年2月 日本語教員から情報提供あり。G さん(女性)が留学生宿舎に出入りしているが、言動が異常である。 $\rightarrow$ 直後にG さんが姿を見せなくなり、大きな問題には発展しなかった。【2】(再度出現 #32)

#28:2012 年 11 月 学外者から大学近辺で付きまといが頻発しているとの情報提供あり。【1】

#29:2013年6月 女子留学生から深夜にアパートの呼び鈴を鳴らす者がおり、ベランダに人影が見えた、との訴えがあった。 $\rightarrow$ 〇〇警察署へ被害届を出させるとともに留学生宿舎の空き部屋へ緊急避難させた。【3】

#30:2013年7月 女子留学生からアパートへ帰宅途中に後をつけられ、数日後郵便受けにメールアドレスを交換してほしいとのメモが入っていた。不審者のメールアドレスの記載されたメモは捨てた。【時間をかけて話を聞いたが、留学生宿舎への入居を希望しているだけではないかとの印象を受けた。別途当該留学生と面談した国際課職員も同様の感触であった。緊急性はないと判断し、警察へ被害届を出す、深夜のアルバイトはしない、防犯スプレーを携帯するように、とアドバイスした。【2】

#31:2014年1月 国際課職員から相談あり。女子留学生が夜岡大北門からキャンパス外にある宿舎まで、不審者に3回後をつけられた。→職員と協議のうえ、○○警察署にパトロールの強化を依頼し、当該留学生をキャンパス内の宿舎へ移した。【5】 #32:2014年2月 Gさん(女性)が国際課窓口へやって来て、意味不明の言葉をわめき散らした。また、複数の男子留学生(及び女子留学生)に付きまとい、留学生

宿舎の周囲で何やら大声でわめいているとの苦情が出た。 $\rightarrow$ 〇〇警察署や市保健所のアドバイスに従ってGさんの親族に善処を求めた結果、Gさんは病院に収容され、本件は解決した。【25】

#33:2014年6月 部局事務から第一報があった後、自称留学生(実際の在籍身分

は外国人研究員、女性)が来室した。アパート周辺に 40 歳くらいの男が出没する。 一度話しかけられたことがあって気持ち悪いが、実質的な被害はない。→近くの交番 へ届けてパトロールを強化してもらうように勧めた。また、このような問題が発生し たにもかかわらず、アパート 1 階の自室の窓に施錠しないまま外出していることが分 かり、きちんと戸締まりをするように注意した。【6】

#34:2015年5月 女子留学生から相談あり。2日前にアパートの部屋の外に干していた靴下を盗まれた。昨夜は外に不審な男がいた。同じアパートに住む女性が後をつけられたこともある。 $\rightarrow$ 同じアパートに友人が2人入居しているため、万一の際の助けがあることを確認した。警察に被害届を出し、夜間パトロールを強化してもらうように、とアドバイスした。【3】

#35:2015 年 11 月 グローバル・パートナーズ事務部の職員から連絡あり。女子留学生(夫と同居)のアパート隣室に住む H さん(男性)が全裸でチャイムを押し、玄関前に居座ったため、110 番通報した。しかし、H さんは精神的に問題があり、警官は注意を与えただけで引き上げた。 $\rightarrow$ 引っ越すことを強く勧めた。【7】

## 3. 宗教への勧誘及び宗教団体絡みの活動への勧誘

# 3.1 宗教団体 V が関与したケース

#36:2000年9月 #02参照。

#37:2001 年 9 月 複数の学外者から Va 主催行事のポスターが留学生宿舎に貼ってある、との通報あり。→回収した。【3】

#38:2002 年 6 月 学外者から V 主催行事「○○世界大会」に関する情報提供あり。 →学生相談室へ報告した。【2】

#39:2003 年 7月 留学生センター長から報告を受けた。〇〇学部教員の紹介で『岡大〇〇』がセンター教員と留学生に取材を申し込んできた。 $\rightarrow$ 『岡大〇〇』は岡山大学とは無関係で、宗教団体 V の下部団体 V が発行する新聞であるため、紹介した教員にその旨を連絡し、注意を促した。ちなみに、この新聞は年 10 回程度発行され、年間購読料は 1 万円、主たる定期購読者は岡大卒業生であったが、現在は廃刊となっている。【1】

#40:2003年9月 留学生課職員から報告あり。宗教団体 V の下部団体である Va の I さん(女性)と思われる人物が女子留学生の部屋をノックし、強引に開けようとした、と当該留学生から苦情があった。 I I

#41:同年同月 5日後に別の女子留学生から同様の苦情が直接筆者に寄せられた。 【2】

#42:2004 年 10 月 交換留学生から Va 主催行事に参加しても良いか、との相談あり。 $\rightarrow$ 参加しないようにアドバイスした。【1】

#43:同年同月 学外者から留学生宿舎に Va 主催行事のポスターが貼ってあるとの 通報あり。→回収した。また、会場を提供している県の施設に電話で抗議したところ、 個人名で施設利用申請がなされており、どのような団体か把握していないとの回答を 得た。【5】

#44:同年同月 学外者から I さんが Va 岡山地区の責任者である、との情報を得た。 【1】

#45:2005 年 7月 学外者から情報提供あり。9月に県の施設を会場にして開催予定のシンポジウム「国際〇〇と〇〇」及び 10月に同じ場所で開催予定の「国際交流〇〇」は、ともに実行委員会形式を採用しているが、実質 Va が主催する行事である。 【2】

#46:2006年7月 短期留学プログラム担当教員から報告あり。交換留学生がアルバイト先の会話学校 Vc の社長の勧めで『岡大〇〇』に記事を書き、同校の〇〇人講師に教会 V へ連れて行かれ、恐い思いをした。 $\rightarrow$ 事務にも報告しておくように、と当該教員にアドバイスした。【1】

#47:2007 年 8 月 学外者から留学生宿舎に Va 主催行事のポスターが掲示してあるとの通報あり。→回収した。【4】

#48:2008年3月 学生支援センターから Va 主催行事に参加した留学生が3人と審査員を引き受けた教員がいる、との情報が寄せられた。→留学生3人には筆者から、教員には部局長を通じて注意を喚起した。【4】

#49:2008年6月 学生支援課長から情報提供あり。宗教団体 V の下部団体 Vd 主催の国際○○が7月に開催されるが、岡大生に参加予定者がいる。→国際センター掲示板に警告文書を掲示し、留学生協会幹部及び WAWA スタッフ宛にメールで注意を呼びかけた。また、学生支援センターと連携して全教職員にも注意を促すことにした。

#50:2008年7月 学外者から Va 主催行事に関する情報提供あり。【1】

[10]

#51:同年同月 日本語教員から情報提供あり。VaのIさんが大学食堂で日本人学生や留学生に日曜礼拝のあと無料で食事を出すと誘っており、一度行った留学生もいる。また、別の留学生から宿舎へ○○教の信者が最近よく来るとのメールあった。同教員が留学生に注意するようにと返信した。【2】

#52:2008 年 8 月 学外者から通報あり。留学生宿舎に Va 主催行事のポスターが 貼ってある。→回収した。【2】

#53:2008 年 9 月 女子留学生から国際課へ苦情あり。I さんが宿舎の部屋へやって来て Va 主催行事への参加をしつこく勧めるので困っている。→かねてより筆者が進言していた「部外者立ち入り禁止」の立て看板を早急に設置するように、と国際課長に督促した。【3】

#54:2008年12月 学生支援課長から Va 主催行事の全国大会に出た留学生がいるとの連絡あり。→調査した結果、同姓同名の別人であり、岡山大学の留学生ではないことが判明した。【4】

#55:2009 年 1 月 学生支援センターから問合せあり。Ve という団体が学生にアンケートをとっているが、宗教団体 V と関係があるか。 $\rightarrow V$  の下部団体であることを確認して、その旨を回答した。【1】

#56:2009年9月 学外者から宗教団体 V に関する資料の提供あり。【1】

#57:2010 年 3 月 学生支援センターから情報提供あり。Vf という団体が日本人及び $\bigcirc$  人学生を対象に懸賞論文を公募している。 $\rightarrow Vf$  はV の下部団体であるため、 $\bigcirc$  国留学生会宛てにメールで注意を促した。【2】

#58:2011年5月 学生支援センターより情報提供あり。Vb を学生団体として公認しないのはハラスメントである、と Vb のメンバーがハラスメント防止対策室へ申し出た。→ハラスメント防止対策室長、学生相談室長、筆者で対応策を協議し、現行方針を堅持することを確認した。【2】

#59:2011 年 10 月 国際課職員から Va 主催行事のチラシが留学生宿舎に置いてあったとの報告あり。 $\rightarrow$ 事務室で注意喚起のポスターを作成・掲示するように、と依頼した。【2】

#60:2012 年 6 月 学生支援センターから Va 主催行事情報が寄せられた。→留学 生相談指導協力教員宛てにメールで当該情報を転送し、注意を喚起した。【2】

#62:2013年6月 国際課職員から Va 主催行事のポスターが留学生宿舎に無断で掲示されている、留学生が I さんに行事への参加を勧誘された、との連絡あり。 $\rightarrow$ ポスターを回収し、国際課から内部警告文書を各部局に流して注意を喚起した。【4】

#63:2013年7月 国際課職員より情報あり。宗教団体Yの下部団体Ya主催の国際交流行事にVaの2人が参加し、留学生に接触した。【1】

#64:2014年6月:日本語教員から情報提供あり。2人の交換留学生が2人組の中年女性から Va 主催行事に誘われた。別の2人も誘われ、断ると、違う行事に参加するように、としつこくメールしてくる。→当該留学生に直接注意を与えると同時に各受入プログラム担当教員・事務職員にも注意を喚起した。また、留学生宿舎玄関及び南棟入り口に「部外者立ち入り禁止」の掲示をするように国際課職員に依頼した。【15】 #65:2014年7月 大学周辺のアパートに宗教団体Vのチラシ3種類が配布された。

→学生支援センターへ当該チラシ3種類を渡した。【1】

#66:2015年6月 大学周辺のアパートで Vb のメンバーが岡大生対象のアンケート調査と称して戸別訪問を行っていた。→学生支援センターへその事実を報告した。 【3】

## 3.2 宗教団体 W が関与したケース

#67:2005 年 7 月 日本語教員より情報提供あり。宗教団体 W の 2 人組の中年女性 (1 人は J さんで、後に W の責任者であることが判明) が無料で食事とコンサート に招待すると言って日本人学生に入信を勧めている。市内の $\bigcirc$  大学では $\bigcirc$  人留学生が入信し、 $\triangle$  大学では掲示をして注意喚起している。 $\rightarrow$  宗教団体 W に関する情報を収集した。【5】

#68:2005年8月学生支援課長から情報提供あり。オープンキャンパス中に2人組の中年女性が来てチラシやキーホルダーを配って勧誘していたので、学外へ退去してもらった。【1】

#69:2006年8月 学生支援課長から学内でビラ配りをしていた学外者に宗教活動の中止を要請したとの報告あり。【1】

#70:2009年6月 学生支援センターから問い合せあり。○○サークルと宗教団体との関わりが分からない。→この時点でははっきりしなかったが、後に宗教団体Wの下部団体のWaであることが判明した。【1】

#71:2010 年 7 月 学生支援センターから○○人留学生が W 教会に出入りしているとの連絡あり。→国際課職員と情報を共有した。【3】

#72:2010 年 10 月 日本語教員から○○人留学生が後輩留学生に W への入信を勧誘しているとの情報を得た。→メールで注意喚起をしたところ、信者である○○人留学生を通じて同教会幹部から抗議があった。学生支援センターと連携して対応し、信者である留学生に対して注意喚起の理由を説明した。【14】

#73:2011 年 4 月 筆者は○○国政府の出先機関である岡山○○国教育院の院長と面談する機会があった。→同院長からキャンパス内での宗教活動をしないように、とW 信者である同国人留学生に注意してもらうことになった。【1】

#74:2011年12月 学生支援センターから情報提供あり。2009年6月に大学会館で開催されたWa主催のコンサートのあと、出入り口を閉じられ、交換留学生がWへの入信を強要され、恐い思いをした。学生支援センターも最近この情報を入手したため、対応できなかった。【3】

#75:2012 年 10 月 国際課職員から 3 日後に国際交流会館で Wa 主催のコンサートが開かれるとの情報を得た。 $\rightarrow$ コンサート当日、筆者と国際課職員は、J さんと思われる中年の女性が参加していることを会場の外から確認した。担当職員と協議のう

え、国際交流会館使用規則を改定し、「宗教、政治、営利目的の利用」を不許可と明示することにした。同年 11 月、筆者は Wa の代表学生に国際交流会館の新使用規則を示し、教会関係者を招待してのコンサートやコンサートを利用した宗教勧誘活動は許可できないことを伝えた。【15】

#76:2013年4月 国際課職員から問い合わせあり。Wa が国際交流会館の使用申請に来ているが、許可して良いか。→使用上の注意点を再確認させた上で、純粋な音楽活動であるなら許可せざるを得ない。【5】

#77:2013年9月 学生支援センターから報告あり。日本人学生がコンサートに参加した1週間後に教会へ誘われた。→コンサートを利用した宗教勧誘活動を行ったので、今後は Wa による国際交流会館の使用を認めないことを国際課職員に確認した。 【3】

#78:2014 年 6 月 学生支援センターから情報提供あり。宗教団体 W が同月末に 〇〇県〇〇市で開催予定の××コンサートに参加するように、と学生を誘っている。また、Wa が一般教育棟 C 棟の教室を無断で使用した。【1】

#79:2015年6月 グローバル・パートナーズ事務部の職員から情報提供あり。W が X に教団名を変更して、数日後に教会でコンサートを開く。→教団名の変更に関して関係者と情報を共有した。【4】

## 3.3 宗教団体 Y が関与したケース

#80:2004年7月 学外者から情報提供あり。宗教団体Yが留学生を宗教活動に利用している。岡大留学生との交流風景を撮った写真がYの信者向け機関誌に掲載されている。→機関誌の中で写真を確認した。【2】

#81:2005年4月 学外者から情報提供あり。Yの下部団体 Ya 主催で5月に開催予定の国際交流行事への参加留学生を送迎するため、Ya は留学生宿舎へ貸し切りバスを横付けする。【2】

#82:同年同月 Yaの幹部 K さんが留学生相談室を訪問した。→筆者は、Y が信者向け機関誌に留学生の写真を掲載したことに強く抗議し、留学生を宗教活動に利用するのであれば、Ya 主催の国際交流活動に留学生を参加させないと伝えた。K さんは二度とそのようなことをしないと謝罪した。【1】

#83:2005 年 5 月 筆者は Ya 主催の国際交流行事の会場を視察した。 $\rightarrow$ 宗教団体 Y の本部前庭であり、実質的には教団丸抱えの行事であることが分かった。なお、Ya の母体が宗教団体であることを知ったイスラム圏の $\bigcirc\bigcirc$ 国留学生会は強い不快感を表明し、その後は Ya 主催の交流行事への参加を拒否するようになった。【1】

#84:2007 年 4 月 国際課事務職員から問い合わせあり。Ya という団体が留学生 に交流活動のチラシを渡しているが、どういう団体か。→宗教団体 Y の下部団体であ

## ると回答した。【1】

#85:2013年7月 #63参照。

## 4. 考察

本稿では、第 2 章、第 3 章で合計 85 件の対応事例を紹介したが、そのうちの 4 件は 2 つのケースに同時に対応したため、実質 81 件の対応事例に延べ 276 回の対応を行った。それらを発生年別にまとめたものを表 1 に示す。延べ対応回数ベースで見てみると、2014 年が圧倒的に多く、70 回であった。次いで多かったのが 2010 年の 37回、2008 年の 32 回であった。逆に、2002 年は延べ対応回数が 2 回で最も少なく、次いで 2001 年と 2009 年が共に 3 回で少なかった。なお、2014 年の延べ対応回数 70回のうち 69 回が上半期に集中しており、下半期は 7 月に 1 回対応したに過ぎない。

表 1 年別対応事例件数及び延べ対応回数

年	対応事例件数	延べ対応回数
2000	3	10
2001	1	3
2002	1	2
2003	4	6
2004	4	9
2005	6	12
2006	4	5
2007	4	10
2008	10	32
2009	3	3
2010	6	37
2011	6	14
2012	5	28
2013	6	18
2014	14	70
2015	4	17
合計	81	276

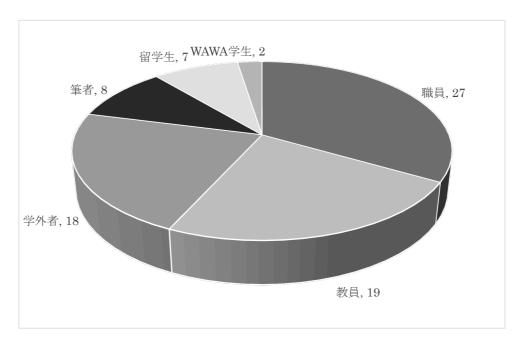


図1 対応事例81件に関する第一報の送り手

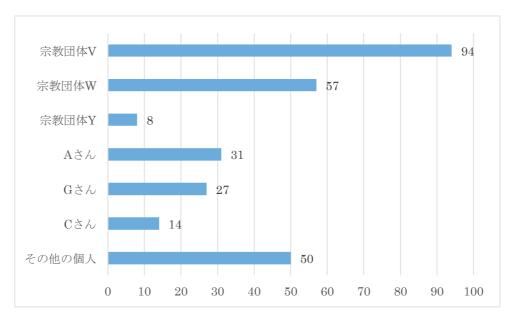
81件の対応事例に関して、情報源、すなわち、第一報の送り手の内訳をみると、「職員」が27件で最も多く、筆者を除く「教員」が19件、「学外者」が18件の順である。「筆者」が情報源となったケースは8件、被害者である「留学生」から直接訴えがあったのは7件、「WAWA学生」が2件であった。

「職員」27件の内訳をみると、留学生課(改組後の国際課、グローバル・パートナーズを含む)の事務職員が22件と圧倒的に多い。「教員」19件の内訳をみると、カルト問題を主管している学生支援センターの教員が10件と最も多く、次いで留学生と接触する機会の多い日本語教員が5件である。「学外者」は警察などの公的機関の職員や市民ボランティアなどである。

それでは、対象となった人物・団体に関して、延べ対応回数(重複カウント5回を含む、延べ281回)をベースにして見てみよう。

先ず、好ましくない人物では、A さんが 31 回で最も多く、次いで G さんが 27 回、C さんが 14 回である。A さんは 2000 年から 2014 年にかけて 16 件で名前が挙がっており、概ね  $1\sim3$  回程度の対応を繰り返してきた。A さんは岡山大学を初めとする市内の複数の大学や日本語学校から要注意人物としてマークされている。A さんの行為は本学にとって迷惑なものであるが、A さん自身はボランティア活動であると自負している。G さんは複数の欧米系男子学生のみならず、女子学生にも付きまとい、1 件 (#32) で延べ 25 回もの対応を余儀なくされた。これは、G さんの言動が異常であり、早急に対策を講じる必要に迫られ、町内会役員、家主、警察、保健所、学内各部局の教職員などと連携して対処したためである。

宗教団体 V 及びその下部団体に関して延べ 94 回、宗教団体 W 及びその下部団体に関して延べ 57 回の対応を行った。宗教団体 V はその存在を隠し、Va、Vb、Vc、Vd、Ve、Vf、Vg などの団体名を使用して活動している。ちなみに、以前に H さんが留学生に手渡した名刺には、所属団体名が Va と印刷されていたが、最近の名刺には所属団体名は Vg と記載されている。他方、宗教団体 W は Wa のコンサート活動を通じて入信を勧める場合もあるが、2 人組の中年女性がキャンパス内に入り込んで直接的な宗教勧誘活動を繰り返し行っている。宗教団体 Y への延べ対応回数は S 回に留まる。S 2015 年 S 月には、宗教団体 S が学内で勧誘活動をしているとの情報が初めて寄せられたが、現段階では留学生からの苦情はない。



- 注 1) N=重複カウント 5 回を含む、延べ対応回数 281 回である。
- 注 2) 宗教団体  $V \cdot W \cdot Y$  には各々の構成員  $I \cdot J \cdot K$  さんへの対応を含む。
- 注3)「その他の個人」は11人の合計である。

図2 好ましくない個人・団体別の延べ対応回数

2014年上半期に好ましくない人物・団体絡みの件数が急増したことを受け、留学生相談室では「新入留学生のための生活オリエンテーション」において新入生全員を対象に注意を喚起することにした。すなわち、2014年10月に「個人情報の保護」という説明項目を追加し、「知らない人に安易に自分の個人情報(フルネーム、住所、携帯電話番号、メールアドレスなど)を教えてはいけません。」とオリエンテーション資料に明記した。且つ、好ましくない人物の接近方法についても具体的に説明するようにした。

本稿では敢えて触れなかったが、好ましくない人物が関与した違法薬物、風俗絡み

の深刻な問題も各々1 件発生した。こうした問題には当該学生の所属部局や警察と緊密に連携協力して対処することが求められる。

## 5. 結び

キャンパスの内外において、好ましくない人物・団体が留学生に接近するのを防ぐことは容易ではない。問題の発生を予防し迅速で的確な対応をするために、留学生相談指導担当教員は、カルト問題を所管する学生支援センター教員、留学生と接触する機会が多い言語教育センター日本語教員などとの緊密な連携協力関係を構築しておくことが肝要である。同時に、良好な関係にある学外者からの第一報は貴重な情報源として活用することができるため、警察等の公的機関や市民ボランティアなどとのネットワークの構築も欠かせない。

また、新入留学生対象の生活オリエンテーションにおいて、不適切な医療行為や違 法薬物などに関する情報を提供し、振り込め詐欺、アルバイト賃金不払い、住居関連 トラブルなどへの対処方法にも言及することによって、問題の発生を抑制することが 望まれる。その際、過去に発生した事例を適宜示すことで説明効果を高めることがで きよう。

## 注

- (1)個人を特定できなかった7人の中には、重複する人物がいる可能性も否定できないが、本稿では便宜上別人としてカウントした。
- (2) 矢印 (→) の後ろに留学生相談室 (=筆者) の対応を示す。又、末尾の【 】内の 数字は延べ対応回数である。
- (3) 留学生課は 2007 年 4 月に国際課に改組され、さらに 2014 年 7 月にグローバル・パートナーズ事務室に、2015 年 4 月に同事務部に再改組された。

## 参考文献

- JAISE 留学生相談指導事例集編集委員会(編)(2013)『JAISE 留学生相談指導事例 集』留学生教育学会
- 岡益巳 (2012) 「EPOK 受入れ学生の諸問題 留学生相談室の記録から 」 『大学教育研究紀要』第8号, pp.11-28.
- 岡益巳(2014)「留学生の危機対応をテーマとした教職員向け研修のあり方-岡山大学における実践を基に-」『広島大学国際センター紀要』第4号, pp.29-43.
- 横田雅弘・白土悟(2004)『留学生アドバイジング』ナカニシヤ出版